

白老町強靭化計画

**令和6年4月
白老町**

【沿革】

・令和2年12月 策定

・令和6年 4月 改正

目 次

第1章 はじめに ······	1
第1節 計画策定の趣旨 ······	1
第2節 計画の位置付け ······	1
第3節 計画期間 ······	2
第2章 国土強靭化の基本的な考え方 ······	3
第1節 町の概況と過去の災害 ······	3
第2節 基本目標 ······	3
第3節 当町の対象とするリスク ······	4
第3章 脆弱性評価及び施策プログラム ······	10
第1節 脆弱性評価及び施策プログラムの考え方 ······	10
第2節 脆弱性評価において想定するリスク ······	10
第3節 施策推進の指標となる目標値の設定 ······	10
第4節 推進事業の設定 ······	11
第5節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ······	12
第6節 脆弱性の評価結果及び施策プログラムの策定 ······	13
第4章 計画の推進管理 ······	59
第1節 施策ごとの推進管理 ······	59
第2節 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進 ······	59
第3節 S D G s（持続可能な開発目標）への貢献 ······	60

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、白老町（以下「本町」という。）でも、過去の経験から、樽前山などの火山噴火や豪雨などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成30年12月には、国土強靭化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靭化計画」を策定している。

のことから、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本町における国土強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、北海道、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要がある。

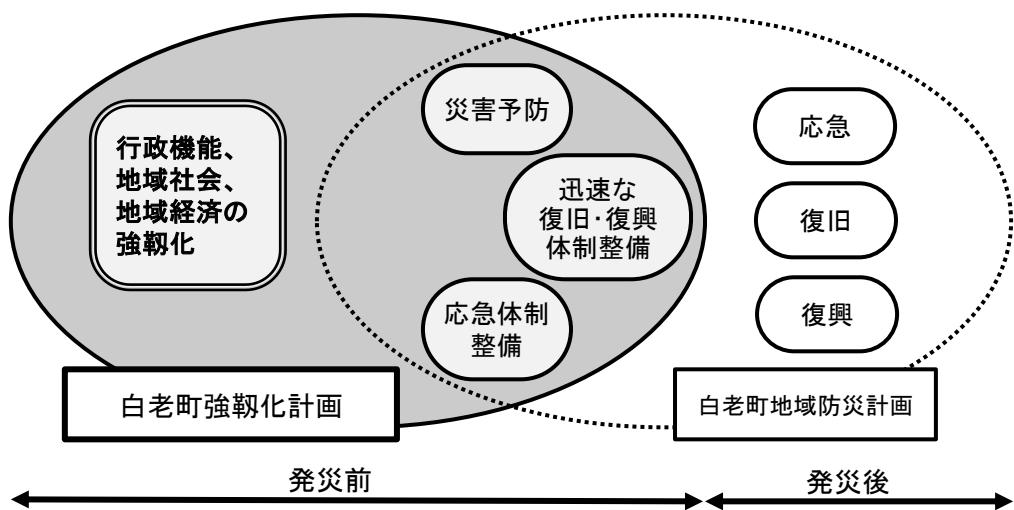
こうした基本認識のもと、本町における国土強靭化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「白老町強靭化計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

第2節 計画の位置付け

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づき、本町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定する。また、国土強靭化基本計画、北海道強靭化計画と調和の保たれた計画とともに、本町の最上位計画である白老町総合計画との整合を図りながら、国土強靭化基本法を踏まえ、白老町地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靭化に関する部分について指針性を持つ計画として位置付ける。

また、「白老町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見

据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3節 計画期間

本計画の期間は、第6次白老町総合計画の期間と合わせ、令和2年度から令和9年度の8年間とし、基本計画の見直しに合わせて、中間年度（令和5年度）に修正を加えるものとする。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
基本構想【令和2～9年度】 ※計画期間8年							
基本計画【令和2～9年度】 ※計画期間8年（4年で見直し）							
白老町強靭化計画【令和2～9年度】（4年で見直し）							

第2章 国土強靭化の基本的な考え方

第1節 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本町は、北海道の南西部、胆振管内のはば中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北部は千歳市、伊達市（旧大滝村）、壮瞥町に隣接し、南は太平洋を臨んでいる。

町域は、東西 28km、南北 26.4km で、面積は 425.64km² となっている。

交通網は、南部を国道 36 号及び道央自動車道が通り、鉄道は JR 室蘭本線が町内を走っており、札幌にも通じ、新千歳空港への利便性もよい。

2 地勢及び気候

地勢は、南東から南西にかけて、太平洋に広がる平野で海岸線の延長は 25km、東端は苫小牧市と境を接する別々川をはじめ、社台川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、敷生川、メップ川、アヨロ川等の大小河川が流れ、その流域に市街地が形成され、西端は伏古別川で登別市に隣接している。また、北東から北西にかけては、樽前山、白老岳、ホロホロ山、オロフレ山等の山岳地帯であり、その大部分は国有林で、ほとんどが支笏洞爺国立公園区域に属し、民族共生象徴空間ウポポイ、ポロト湖、俱多楽湖、虎杖浜温泉郷など、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれている。

気候は、北海道の中にはあっては、比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域であり、過去 10 年の平均気温は年平均 8.3℃ 程度で、最高気温は 33.3℃、最低気温は -15.5℃ である。風向きは、年間を通して北西の風が多いが、夏は南東の風も多く、風速は年平均 2.8m/s である。

6 月から 8 月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となるが、春と秋は晴れる日も多く安定した気候が続く。年間降水量は平均 1,445mm と北海道の他の地域に比べても多く、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は日本海からの雪雲が入りにくいため降水量が極めて少ない。また、発達した低気圧が北海道の南を通過すると大雨や大雪になることがある。

第2節 基本目標

白老町強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が持つポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靭化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、白老町強靭化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靭化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

■白老町強靭化計画の基本目標

- 1 大規模自然災害から町民の生命・財産と白老町の社会経済システムを守る
- 2 白老町の強みを生かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- 3 白老町の持続的成長を促進する

第3節 当町の対象とするリスク

白老町強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靭化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

1 当町における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

○ 日本海溝・千島海溝における海溝型地震による津波

当町での津波によるリスクは青森県東方沖及び岩手県沖北部の日本海溝沿いで発生する地震で、令和3年10月に津波災害警戒区域と指定され、令和4年9月には国から「日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進地域」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」として指定されている。

津波高	8.3~9.2m
第1波（最大波）到達時間	38~42分
建物被害（全壊）	8,600棟
人的被害（最大）	死者8,700人・負傷者130人
避難者	4,100人

○ 内陸型地震

当町での地震による最大のリスクは北海道が調査した結果（平成 30 年 2 月）によると、石狩低地東縁断層帯南部で発生する地震であり、下記のとおりの被害想定である。

震 度	6 強
建物被害（最大）	全壊 12 棟・半壊 81 棟
人的被害（最大）	死者 1 人・重軽傷者 13 人
避難者数（最大）	1, 656 人
ライフライン（直後）	上水道断水 4, 160 世帯・下水道機能支障 237 世帯

（2）洪水

本町は、道内においても雨量の多い地域であるとともに、管内に 2 級河川を 8 河川有しております、道はそれぞれの河川において最大規模の起こり得る降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水区域を公表している。

浸 水 想 定 河 川
白老川（水位周知河川）、別々川、社台川、ブウベツ川、ウヨロ川、フシコベツ川、敷生川、ポンアヨロ川

（3）土砂災害

当町では、令和 5 年 12 月現在、土砂災害防止法に基づく土石流、地すべり及び急傾斜地の土砂災害（特別）警戒区域指定箇所は 89 箇所となっており、特に石山から虎杖浜地区において、居住地域付近に指定されている地域が数多くある。

土砂災害特別警戒区域	57 箇所
土砂災害警戒区域	89 箇所

（4）火山噴火

○ 樽前山

樽前山は、当町の東端に位置し、現在の火山活動は静穏に経過しているものの山頂にある溶岩ドーム周辺では平成 11 年（1999 年）以降高温状態が続いており、突発的な火山ガス等の噴出に注意が必要な状況である。

○ 倶多楽

俱多楽は、当町の西端に位置し、最新の噴火は約 200 年前で、現在でも活発な活動は続いており、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性はあると考えられている。

2 過去の災害

（1）風水害・雪害

本町は、地形の影響から年間降水量が多く、たびたび台風、大雨等による被害に見舞

われている。この原因としては低気圧が北海道の南を通過すると東から南寄りの風が強くなり、高温多湿な気流が北の山地を上昇して雨雲が発達し大雨を降らせやすい条件となっていること等が考えられる。また、比較的、風は穏やかで降雪の少ない地形ではあるが、雪害による被害も受けている。

平成 21 年以降の風水害・雪害による主な被害状況は、以下のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 21 年	12 月 5 日 ～6 日	強 風	低気圧発達による強風被害 最大瞬間風速 27.0m/s 住家被害 一部破損 6 棟
平成 22 年	2 月 28 日 ～3 月 1 日	津 波	2 月 27 日 3 時 34 分 チリ地震 M8.8 2 月 28 日 9 時 33 分 津波警報発令 白老港潮位 140 cm 避難勧告発令 6 避難所 最大 39 人避難
	3 月 21 日	強 風	低気圧による強風被害 最大瞬間風速 23.1m/s 人的被害 軽傷 1 名
	8 月 11 日 ～12 日	大 雨	前線と低気圧による大雨被害 住家被害 床下浸水 2 棟 雨量 白老 196.5 mm (最大雨量 56.5 mm/h) 森野 167.5 mm (最大雨量 37.5 mm/h)
平成 23 年	8 月 21 日	大 雨	集中豪雨による大雨被害 雨量 森野 380 mm (最大雨量 77.5 mm/h) 土木被害 3 件 被害総額 5,450 千円
	9 月 5 日 ～6 日	大 雨	台風 12 号及び停滞前線による集中豪雨被害 雨量 白老 81.0 mm (最大雨量 41.5 mm/h) 森野 180.0 mm (最大雨量 42 mm/h) 林道被害 14 か所 被害総額 4,000 千円
平成 24 年	1 月 22 日 ～23 日	大 雪	大雪被害 降水量 森野 148.5 mm (最大降水量 14.5 mm/h) 農業被害 10 件 商工被害 1 件 水道断水 2,500 戸 被害総額 150,500 千円
	9 月 9 日 ～10 日	大 雨	大雨被害 雨量 森野 259.0 mm (最大雨量 71.0 mm/h) 土木被害 2 件 被害総額 3,300 千円
	11 月 26 日 ～30 日	強 風 停 電	暴風雪に伴う登別送電線鉄塔の倒壊による停電被害 最大瞬間風速 16.9m/s 虎杖浜地区最大 870 戸停電 27 日～30 日避難所開設 (虎杖浜公民館) 最大 19 人避難 商工被害 4 件 被害総額 7,220 千円 ※災害救助法適用
	12 月 6 日	強 風	暴風被害 最大風速 22.5m/s (最大瞬間風速 29.8m/s) 人的被害 軽傷 1 人 農業被害 7 件 水産被害 4 件 文教施設被害 6 件 社会教育被害 2 件 被害総額 7,200 千円
平成 25 年	10 月 25 日 ～26 日	大 雨	大雨被害 雨量 森野 255.0 mm (最大雨量 30.5 mm/h) 住家被害 床下浸水 5 棟

発生年月日		種別	災害の概要
平成 26 年	9 月 10 日 ～12 日	大 雨	<p>低気圧停滞による大雨被害 雨量 白老 140.0 mm (最大雨量 49.5 mm/h) 森野 284.5 mm (最大雨量 48.0 mm/h) 記録的短時間大雨情報 4 回発表 (10 日～11 日) 大雨特別警報発表 (11 日 8 時 15 分) 避難勧告発令 8 避難所 最大 120 人避難 住家被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 4 棟 農業被害 20 件 土木被害 53 か所 林業被害 1 件 衛生被害 2 件 商工被害 4 件 被害総額 821,358 千円</p>
平成 26 年	12 月 16 日	強 風	<p>低気圧による暴風被害 最大風速 21.9m/s (最大瞬間風速 27.9m/s) 建物被害 10 件、外灯損壊 4 件、倒木被害 4 件</p>
平成 27 年	9 月 2 日	大 雨	<p>大雨被害 土木被害 道路冠水 3 件</p>
	9 月 10 日 ～12 日	大 雨 強 風	<p>暴風雨被害 建物被害 3 件、商工被害 1 件</p>
	10 月 8 日	強 風	<p>暴風被害 最大瞬間風速 27.3m/s 建物被害 7 件、倒木被害 17 件、停電被害 46 戸</p>
平成 28 年	2 月 29 日	暴風雪	<p>低気圧による暴風雪 最大風速 23.0m/s (最大瞬間風速 31.1m/s) 建物被害 住家被害 5 件、非住家 3 件 農業被害 1 件、商工業被害 1 件</p>
	6 月 25 日	大 雨	<p>大雨被害 雨量 186mm 建物被害 床下浸水 2 件、 土木被害 道路冠水 6 件</p>
	8 月 17 日 ～18 日	大 雨	<p>大雨被害 雨量 : 233mm (最大雨量 : 56.5mm/h) 土木被害 道路冠水 6 件</p>
	8 月 30 日 ～31 日	台 風	<p>台風 10 号 最大風速 23.6m/s (最大瞬間風速 31.4m/s) 最大波高 6.17m 建物被害 住宅被害 2 件、非住宅被害 7 件、 床上下浸水 3 件 農業被害 2 件 倒木被害 21 件 港湾 防波堤一部損壊</p>
平成 29 年	9 月 17 日 ～18 日	台 風	<p>台風 18 号 最大風速 17.6m/s (最大瞬間風速 17.6m/s) 家屋被害 住宅被害 2 件、非住宅被害 2 件 農業被害 2 件 倒木被害 3 件 土木被害 竹浦飛生川・飛生線路肩決壊・ 国道 36 号竹浦橋損傷</p>
	12 月 25 日	強 風	<p>低気圧による暴風被害 最大風速 13.6m/s 建物被害 住家被害 1 件、非住家被害 8 件 農業被害 1 件</p>

発生年月日		種別	災害の概要
平成 30 年	9 月 3 日 ～ 5 日	台 風	台風 21 号 最大風速 22.5m/s (最大瞬間風速 32m/s) 建物被害 住家宅 2 件、非住家 2 件 農業被害 農作物 4 ha、営農施設 11 件 商工業被害 商業被害 3 件、工業被害 2 件、その他 4 件 林業被害 13 か所 倒木被害 42 件 停電被害 5 地区 (800 戸)
令和元年	8 月 16 日	台 風	台風 10 号 最大風速 11.3m/s (最大瞬間風速 17.1m/s) 停電被害 300 戸 倒木被害 1 件
令和 2 年	8 月 7 日	強 風	低気圧による暴風被害 最大風速 21m/s 倒木被害 13 件、停電被害 4 地区
令和 3 年	2 月 15 日	暴風雪	低気圧による暴風雪被害 最大風速 10.8m/s 冠水による通行止め 2 件、倒木被害 2 件 融雪により、萩の里公園西鉄塔入り法面が崩壊し、石山大通が通行止め。 被害額 2,709 千円
	6 月 4 日	強 風 洪 水	強風、大雨被害 最大風速 13.7m/s、24 時間降水量 (森野) 176.5mm 道路被害 9 件、倒木被害 4 件 被害額 3,103 千円 敷生川水位が氾濫危険水位 6.04m を超え、レベル 3 に該当すると判断し、竹浦日の出区 (52 世帯、89 名) に対し、「高齢者等避難」を発令。
令和 4 年	8 月 16 日	大 雨	大雨被害 総雨量 156mm (白老)、161.5mm (森野) 時間最大雨量 20.5mm (白老)、24mm (森野) 道路被害 17 件、倒木被害 2 件 被害額 18,108 千円 石山ライラック団地内が冠水し、団地内通行止め。
	10 月 10 日	強 風 大 雨	強風、大雨被害 総雨量 195mm (森野)、266mm (カルス) 時間最大雨量 26mm (森野)、34mm (カルス) 最大瞬間風速 21.7m/s 被害額 868 千円 敷生川水位 7.2m まで上昇し、竹浦日の出区に「高齢者等避難」発令。

(2) 地震

平成 21 年以降の地震等による主な被害状況は、以下のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 23 年	3 月 11 日	地 震	14 時 46 分 東北地方太平洋沖地震 M9.0 白老町震度 3

		津 波	津波警報発令 白老港潮位 180 cm 避難勧告発令 10 避難所 最大 644 人避難 水産被害 2 件 文教施設被害 1 件 被害総額 9,881 千円
平成 26 年	7 月 8 日	地 震	18 時 5 分 石狩地方南部地震 M5.6 白老町 震度 5 弱 人的被害 軽傷 2 人 商工被害 3 件 文教施設被害 3 件 社会教育被害 4 件 総被害額 6,005 千円
平成 30 年	9 月 6 日	地 震	3 時 7 分 胆振東部地震 M6.7 白老町震度 5 弱 建物被害 住宅 4 件、公共施設 14 件 土木被害 水道管漏水 2 件、道路の亀裂等 1 件 農業被害 4 件 被害額 : 66,560 千円 商工業被害 51 件 被害額 243,402 千円

第3章 脆弱性評価及び施策プログラム

第1節 脆弱性評価及び施策プログラムの考え方

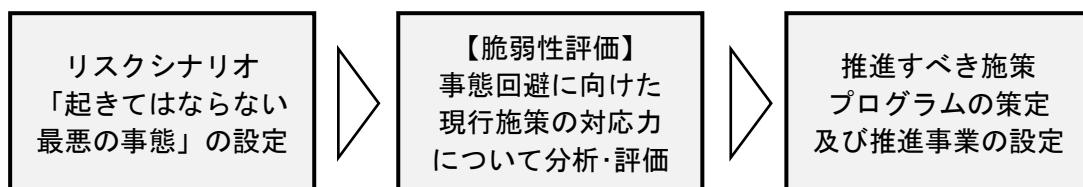
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町においては、本計画に掲げる本町における国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町だけでなく、国、北海道、民間等との適切な役割分担と連携のもとで策定する。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

■脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



第2節 脆弱性評価において想定するリスク

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施した。

第3節 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業

量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる本町、国、北海道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、基本目標の実現を図る計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第4節 推進事業の設定

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画である『第6次白老町総合計画』で掲げる「地域防災力が高く、災害に強いまち」という「防災・減災」分野での目指す姿の実現を図るとともに、本町の強靭化を北海道・国の強靭化へつなげるため、総合計画の2つの重点プロジェクトの取組や、「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、推進事業や重点化を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

第5節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、暴風雨など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリー	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷や暑さ対策を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

第6節 脆弱性の評価結果及び施策プログラムの策定

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【脆弱性評価】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は全国水準をやや下回っており、耐震改修促進法の改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、国や道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え住宅についても、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、所有者等への普及・啓発を図るとともに、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき、耐震化を進める必要があるため、「白老町耐震改修促進計画」の更新を行う必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、体育施設など不特定多数が集まる公共施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進するとともに、家具等の転倒防止対策を進める必要がある。
- ウポポイの開設に伴い、外国人を含む観光客等の来訪が急増することが予想されることから、観光施設や文化財（建築物）について、地震による喪失を防ぎ、安全を確保するための耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「白老町公共施設等総合管理計画」の推進や、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等によりトータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅の約90パーセントは築後30年以上が経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定緊急避難場所及び指定避難場所として計109か所（令和5年現在）を設定しているが、指定した避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について定期的に見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、町内会やしらおい防災マスター会等と連携を図り、避難所に必要な資機材等の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」

「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。

- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るための福祉避難所は指定されているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築が確立されていないことから、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国や道と連携を図り整備を重点的・計画的に推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 全国で宅地の滑動崩落による被害が多発していることから、調査を行い、大規模盛土造成地の位置や規模及び危険性について、情報を提供していくことが必要である。

【施策プログラム及び推進事業】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進するとともに、「白老町耐震改修促進計画」の更新を実施する。
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物等の老朽化対策については「白老町公共施設等総合管理計画」の推進や、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、定期的に見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの見直し、さらには自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 災害時や救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を推進する。また、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、関係機関と連携のもと緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	93.4% (令和5年)	国もしくは北海道の目標値に準ずる (令和9年)
特定建築物（耐震改修促進法）の耐震化率	84.2% (令和5年)	国もしくは北海道の目標値に準ずる (令和9年)
公立小中学校の耐震化率	100% (令和5年)	現状維持
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	109ヶ所 (令和5年)	現状維持もしくは状況に応じた見直し (令和9年)
福祉避難所の確保状況	8カ所 (令和5年)	現状維持もしくは状況に応じた見直し (令和9年)

立入検査実施率（違反是正）	実施計画による (令和5年)	実施計画による (令和9年)
一般家庭における火災報知器設置率	93.1% (令和5年)	95% (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－3－1	消防力の強化
1－6－2	公園・緑地の適正管理
1－8－1	広域幹線道路の整備促進
2－4－1	地域福祉の推進
2－4－3	生活の安定と自立支援
3－1－5	学校教育施設設備の整備・充実
4－4－3	訪れやすいまちづくりの整備・充実
5－3－4	公共施設の適正化

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

(警戒避難体制の整備等)

- 樽前山においては、社台地区の一部が、降灰被害、火碎流、火碎サージ及び融雪型泥流の想定地域となっていることから、避難計画を策定し、火山防災ハザードマップも作成しているが、引き続き警戒避難体制の強化を図る必要がある。また、俱多楽の火山活動や噴火時の対応についても、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために住民、事業所等に対して啓発活動を推進する必要がある。
- 町内の土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査が完了し、土砂災害のおそれのある区域は公表しているが、今後は警戒区域等を示す看板を設置するなど注意喚起を進める必要がある。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行ったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、「土砂災害警戒情報等の伝達方法」や「警戒区域内に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合の伝達方法」を定めるとともに、ハザードマップ作成・配布などの促進や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 常時観測火山である樽前山において「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を計画的に進める必要がある。
- 建設後相当の年月が経過した砂防関係施設については、老朽化が進行し、今後、施設の修繕や改築費用の増加が見込まれるため、長寿命化計画に基づいて計画的に修繕・改築を行い、施設機能を確保していく必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(警戒避難体制の整備等)

- 樽前山においては、関係機関と連携を図り避難計画を策定するなど、警戒避難体制の整備を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に、警戒区域等を示す看板を設置するなど注意喚起を進め、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 常時観測火山である樽前山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、関係機関の連携のもと、観測機器の整備や緊急用資材の準備を計画的に推進する。
- 砂防設備の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。

【指標】

指標	現状値	目標値
火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定状況	策定済み (平成 22 年)	状況に応じた 見直し
土砂災害警戒区域指定数	89 ヶ所 (令和 3 年)	現状維持（完了）
土砂災害ハザードマップの公表状況	策定公表済み (令和 4 年)	現状維持（完了）

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－2－3	治水・海岸保全の推進

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性評価】

(津波避難体制の整備)

- 予防対策として、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進するとともに、津波緊急避難場所の設定や防災行政無線、消防広報車での広報、緊急速報メール、ホームページへの緊急情報掲示など町民への多重化された情報伝達手段の整備を図る必要がある。また、住民が迅速な避難行動を取れるよう、「白老町津波避難計画」及び白老町防災マップを活用し、津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進していく必要がある。
- 大規模な津波発生時においては、公的機関による防災活動だけでなく、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすため、避難訓練の強化を図ることが必要である。
- 社台から虎杖浜の沿岸地域にかけて、津波が到達するまでの歩行圏内に津波指定緊急避難場所がない地域があるため、緊急避難場所などの整備を図る必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 本町は、長大な海岸延長を有する中、海岸沿いに市街地が形成されており、低気圧や台風の大型化に伴い波浪による越波被害や浸水被害が発生し、地域住民の安全安心な生活を脅かしていることから、今後も海岸保全施設整備の一層の促進が必要である。
- 本町の沿岸は、社台から虎杖浜にかけて太平洋に面した海岸と白老港・登別漁港からなり、津波、高潮の危険性が想定されているが、海岸保全施設は、建設後相当の年月を経過した施設も多く、今後更に増加する傾向にあることから、劣化や損傷の状態に応じて、適切な時期に修繕を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に努めながら老朽化した施設の機能を回復させる必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(津波避難体制の整備)

- 津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。
- 町民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、「白老町津波避難計画」及び白老町防災マップを配布し、津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。
- 地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすため、避難訓練の強化を推進する。
- 沿岸の避難困難な地域に対して、緊急避難場所の整備を推進する。

(海岸保全施設等の整備)

○海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、人工リーフや離岸堤などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。

【指標】

指標	現状値	目標値
津波ハザードマップの作成状況	策定済み (令和4年)	現状維持（完了）
津波避難計画の策定状況	全体計画策定済み (令和4年)	地区計画の策定 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－2－3	治水・海岸保全の推進

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性評価】

(洪水・内水ハザードエリアの周知)

- 白老川をはじめとする道管理河川については、氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示した洪水防災マップを基に作成するなど、町民等へ配布するとともに、防災訓練等を実施し、早期避難を促していく必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるよう、知事が指定した道管理河川について、タイムライン（防災行動計画）を作成する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 町管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備などの治水対策を行ってきたが、今後は町管理河川と接続され本流（流末）となる道管理河川の改修が必要である。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、雨水排水施設の整備や、流末となる河口整備を進める必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(洪水・内水ハザードマップの作成、周知)

- 白老川をはじめとする道管理河川については、洪水防災マップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、放水路の整備などの治水対策について、近年の大河川災害等を勘案した重点的な整備を推進するとともに、今後は町管理河川と接続され本流（流末）となる道管理河川の改修を推進する。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
- 近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、雨水排水施設の計画的な整備を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
洪水ハザードマップの作成状況	8 河川 (令和4年)	事業完了

水位計及びカメラの設置により危険を察知できる 道管理河川	5河川 (令和5年)	現状維持 (令和9年)
---------------------------------	---------------	----------------

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－3	治水・海岸保全の推進
1－8－2	地域内生活道路網の整備
1－9－2	下水道の適正管理

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【脆弱性評価】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 道路の警戒、必要に応じて通行規制や迂回路の指示、復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、道、町）が連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

(防雪施設の整備、除雪体制の確保)

- 各道路管理者（国、道）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を促進していく必要がある。
- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、委託業者の減少により、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【施策プログラム及び推進事業】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(防雪施設の整備、除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
除雪対象の町道総延長	車道約 305 km 歩道約 50 km (令和 5 年)	現状維持 (令和 9 年)
町道除雪に要する除雪機械台数	58 台 (令和 5 年)	現状維持 (令和 9 年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－8－1	広域幹線道路の整備促進
1－8－2	地域内生活道路網の整備
1－8－3	道路・橋梁等の適正な維持管理
1－10－1	地域情報化の推進

1-6 積雪寒冷や暑さ対策を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【脆弱性評価】

(積雪寒冷や暑さ対策を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、避難所における暖房用燃料の確保に努め、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備や借上げなどについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める必要がある。
- 熱中症アラートが発表されるような夏季の条件下での災害を想定し、避難所における冷房対策に努める必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(積雪寒冷や暑さ対策を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における防寒対策として、暖房用燃料の確保に努め、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を促進する。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。
- 避難所における熱中症対策として、冷房設備の設置や冷房器具の備蓄を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
避難所における非常用電源及びストーブの設備状況	10 避難所 (令和5年)	現状維持 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1-2-1	防災・減災体制の強化
2-4-1	地域福祉の推進
2-4-3	生活の安定と自立支援

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【脆弱性評価】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 現在、「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをレアラート（災害情報共有システム）と連動させた運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、本町をはじめ行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

(地域防災活動の推進)

- 公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、地域防災マスターや防災士の育成・活用により自主防災組織の設立・拡充を支援するとともに、女性の参画への配慮や女性リーダーの育成に努める必要がある。
- 地域防災力の向上に向けて、協働による防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築など、自発的な防災活動の推進に努める必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国のガイドラインが改正されたことから、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直し、町における避難勧告等の発令基準の改定を進める必要がある。
- 関係機関による連携や、町内会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の住民安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線LANの整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとレアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（メール機能を含む）、ワンセグ等多様な伝達手段を用いた災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時の円滑な交通確保のため、車両に交通情報を提供するための設備（光ビーコン、交通情報板）や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備が進められており、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、老朽設備の更新を計画的に推進するとともに、災害時に正常に稼働するよう保守点検を確実に実施する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者等に対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に町内会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。また、要配慮者が利用する施設については、災害情報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図りながら取り組んでいるが、講師の派遣や教育・訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導を行い、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、白老町防災マップ等、防災教育啓発資料「学んDE防災」や「まさかは必ずやってくる（マンガリーフレット）」等の配布や体験型防災教育「1日防災学校」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施や教職員に対する防災に関する研修機会等の充実など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。

(地域防災活動の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、女性の参画への配慮や女性リーダーの育成、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 地域防災力の向上に向けて、協働による防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動を推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどの多様な媒体を活用した情報発信を推進する。

○教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

○災害時に住民が安全な避難行動を取れるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、町における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。

○住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとレアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。

○国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

○車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源附加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

○外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、ＳＮＳ等を利用した情報発信を行う。また、ホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進するとともに、外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施を推進する。

○災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。

○要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
自主防災組織活動力バー率	73.3% (令和5年)	78.5% (令和9年)
避難勧指示等に係る具体的な各災害の発令基準の策定状況	策定済み (令和5年)	現状維持 (令和9年)
防災行政無線通信施設整備状況（屋外子局）	49か所 (令和5年)	現状維持 (令和9年)
白老町防災ＬＩＮＥの登録者数の登録者数	1,260人 (令和5年)	

指標	現状値	目標値
防災訓練の実施状況	年1回実施 (令和5年)	年2回実施 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－8－1	広域幹線道路の整備促進
1－8－2	地域内生活道路網の整備
1－8－3	道路・橋梁等の適正な維持管理
1－10－1	地域情報化の推進
5－1－3	広報広聴の充実

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【脆弱性評価】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 災害時に、食糧や飲料水、寝具、衣料品等の生活必需品など、町民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、町としての備蓄の確保だけでなく、民間等からの調達体制の整備に努める必要がある。また、避難所生活が長期化した場合は食育防災センター等からの食糧供給に備える必要がある。
- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において応援協定を締結しているが、災害時に、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行い、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平常時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう地域防災計画で規定する緊急輸送道路のうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。
- 日本赤十字社胆振地方支部白老分区や社会福祉協議会のほか、ボランティア団体・NPO等と連携し、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティア等の受入体制を整備する必要がある。
- ボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 町は、財政負担の軽減にも配慮しながら、白老町災害時備蓄方針に基づき、食糧、飲料

水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制の整備・強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、町としての備蓄の確保だけでなく、民間等からの調達体制の整備に努める。また、避難所生活が長期化した場合は食育防災センター等からの食糧供給に備える。
- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国や道からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認する。また、被災地への提供に当たっては、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう地域防災計画で規定する緊急輸送道路のうち、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点については、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者にも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	71 件 (令和5年)	80 件 (令和9年)
備蓄整備方針の策定状況	策定済み (平成5年)	状況に応じた見直し (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－8－1	広域幹線道路の整備促進
1－8－2	地域内生活道路網の整備
1－8－3	道路・橋梁等の適正な維持管理
1－10－1	地域情報化の推進

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【脆弱性評価】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 町内の防災関係機関で構成する「白老町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、担当区域の役割など円滑な連携のもとに災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」及び「北海道融雪災害対策実施要綱」に、積雪・寒冷期における災害対策は、道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」に基づき、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する必要がある。
- 大型台風の襲来、大雨、暴風等のため災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、警察など関係機関と連携し、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 主要な通信施設等の整備の際に、町及び防災関係機関が連携して、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じた多重化等の措置により、耐災害性の強化に努める必要がある。
- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備及び詰所の充実について促進する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。
- 雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」及び「北海道融雪災害対策実施要綱」、積雪・寒冷期における災害対策は、道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」に基づき、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施を推進する。
- 大型台風の襲来、大雨、暴風等のため災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、警察など関係機関と連携し、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維

持する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

○防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。また、設備の耐震性の確保や必要に応じた多重化等の措置により、耐災害性の強化を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
消防職員の数	50人 (令和5年)	55人 (令和9年)
消防管理車両台数（分団車両含む）	19台 (令和5年)	現状値 (令和5年)
町内におけるAEDの設置数	76台 (令和5年)	85台 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基本事業
1-2-1	防災・減災体制の強化
1-2-2	地域防災力の向上
1-3-1	消防力の強化
1-3-2	救急体制の充実

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【脆弱性評価】

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。
- 避難が長期化した場合など、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める必要がある。また、避難者の健康管理に万全を期すため、関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師等による巡回医療班を編成して派遣するための必要な措置を講じるよう努める必要がある。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める必要がある。

(D M A T (災害派遣医療チーム)、保健医療支援チームとの連携)

- 北海道では災害時の医療確保のため、実災害を想定したD M A T訓練を他機関との連携のもと年1回実施していることから、今後もD M A Tとの連携強化に向け訓練に参加する必要がある。
- 北海道が災害発生時に、被災した市町村の保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施し、各被災地域への保健医療支援チームが派遣される場合の受入体制を構築する必要がある。

(医療機関等の機能強化)

- 医療機関に求められている耐震化整備について、一部において未整備であり、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受け入れなどの機能を確保するため、未整備病院については、耐震改修など、所要の対策を早急に図る必要がある。
- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 一般的の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が安心して生活できるよう、障害福祉施設や特別支援学級を担当する小学校を活用して福祉避難所を指定し、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて生活できる体制を整備する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの配置、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。
- プライバシーの確保状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難者の健康管理に万全を期すため、関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師等による巡回医療班の派遣を促進する。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を推進する。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 道内全ての災害拠点病院に設置されているD M A T（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。
- 北海道が災害発生時に、被災した市町村の保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施し、各被災地域への保健医療支援チームが派遣される場合の受入体制の構築を推進する。
- 医療機関における備蓄燃料や水の確保など改正後の指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
避難所におけるプライベートルーム保有数	140 張 (令和5年)	現状維持 (令和9年)
避難所運営マニュアルにおける衛生用品備蓄避難所	10 避難所 (令和5年)	現状維持 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
2－1－1	健康づくりの推進
2－1－2	健診・検診の充実
2－1－3	心の健康サポートの推進
2－2－1	持続可能な町立病院の運営
2－2－2	救急医療体制の充実
2－2－3	地域医療体制の充実
2－2－4	地域医療連携の推進
2－3－2	子どもを産み育てやすい環境づくり
2－3－3	母子保健・福祉の充実
2－4－1	地域福祉の推進
2－6－1	障がい福祉サービスの充実
3－6－2	男女共同参画

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【脆弱性評価】

(町の災害対策本部機能等の強化)

○町においては、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。

○消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員が高齢化しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

○災害対応の拠点となる行政機関の施設については、情報通信設備や自動発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図り、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

○防災拠点となる役場庁舎は、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎の建替えの検討や、行政施設の耐震化を図る必要がある。

(町における業務継続体制の整備)

○町では、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、必要に応じて修正を行うなど、計画の持続的改善に努め、町の組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

○町の業務遂行の重要な手段として利用されているICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、町におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進する必要がある。

○災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある。

(町内外の自治体との応援・受援体制の整備)

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保

システムや、登別市との間の「災害時における相互応援に関する協定」、苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町との間の「災害時広域相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」など他都市との相互応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る必要がある。

○他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、町は、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援側にまわる場合に備えて、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

(行政情報等のバックアップ体制の整備)

○町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(災害対策本部機能等の強化)

○災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報などの共有について町と振興局との連携を強化する。

○災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、「地域防災マネージャー制度」の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化及び詰所の整備を促進する。

○災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎の建替えの検討や、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化等の整備を促進する。また、非常用電源設備について整備はもとより、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

(行政の業務継続体制の整備)

○非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画の持続的改善に努める。

○ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進し、災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的な災害を想定した訓練など、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に沿った取組を計画的に進める。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや他都市との相互応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築する。また、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。
- 職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。

(行政情報等のバックアップ)

- 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
消防団員の数	130人 (令和6年)	現状維持 (令和9年)
業務継続体制の整備状況	整備済み (令和6年)	状況に応じた見直し (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－2－2	地域防災力の向上
1－3－1	消防力の強化
1－3－2	救急体制の充実
1－3－3	消防団の活性化
1－10－1	地域情報化の推進
1－10－2	電子自治体の推進
1－10－3	情報セキュリティ対策の強化
5－2－3	広域連携の推進
5－3－1	行政サービスの充実
5－3－4	公共施設の適正化

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【脆弱性評価】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

○町では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により白老石油事業協同組合に協力を要請し、状況に応じて、関係機関等を通じて他地区の卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力や斡旋を求めるとともに、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

○災害時の停電においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポート SS や住民拠点 SS の周知を実施する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。

(石油燃料供給の確保)

○石油供給関連事業者と本町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救援・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

○停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポート SS や住民拠点 SS の周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町内の北海道地域サポート SS 及び住民拠点 SS の数	7か所 (令和5年)	現状維持 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－2－1	防災・減災体制の強化
1－5－1	省資源・省エネルギーの推進

4-2 食料の安定供給の停滞

【脆弱性評価】

(食料生産基盤の整備)

○本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、町外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

○現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、生産性の向上と合理化を進め、経営安定化を図るとともに、担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(地元農水産加工品の販路拡大)

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化、交流人口拡大等による販路の開拓・拡大など、農水産業の更なる成長につながる取組を推進する必要がある。

(地元農水産物の産地備蓄の推進)

○国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(食料生産基盤の整備)

○平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
○本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ロボット、A I、I o Tの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

(地元農水産加工品の販路拡大)

○大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化、交流人口拡大に向

けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(地元農水産物の产地備蓄の推進)

○雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町内における肉用牛飼養頭数	13, 914 頭 (令和5年)	肉用牛生産近代化計画による (令和9年)
町内における漁獲量	8, 180 トン (令和5年)	現状維持 (令和9年)
町内における特用林産物生産量（きのこ類）	1, 517 トン (令和5年)	現状維持 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
4－5－1	農業基盤の整備
4－5－2	農業所得の向上
4－5－3	農業経営者の育成・支援
4－5－5	林産物の利活用の推進
4－6－1	漁業基盤の強化
4－6－2	水産業経営の安定化
4－6－3	水産資源の保護・育成

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性評価】

(水道施設の耐震化、老朽化対策)

- 災害時における給水機能を確保するため、配水管路など水道施設の耐震化や老朽化対策を進めているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか、将来的な水需要などを考慮した施設の計画的な更新や適正な維持管理の推進を図る必要がある。

(非常時に備えた管理体制の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、導・送水管の多重化などの施設整備計画の検討や、水道事業者における応急給水体制の整備、災害対応を担う人材の育成など、非常時に備えた管理体制の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策)

- 災害時における下水道機能を確保するため、終末処理場等の老朽化施設の改築、耐震化を進めるとともに、今後増大が見込まれる老朽管の点検及び更新等を計画的に進めていく必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(水道施設の防災対策)

- 災害発生時における水道施設の被害を軽減するため、配水管などの耐震化を進めるとともに、今後の水需要を考慮した施設の計画的な更新、維持管理など老朽化対策を推進する。
- 水道施設が被災した場合に備え、発電機や給水袋等、非常用備品の確保を図るとともに、応急給水体制の整備と被災施設の早期復旧のため、災害対応を担う人材の育成や、関係事業者及び近隣市町との連携体制の強化を図る。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道BCP（業務継続計画）について、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進める。
- ストックマネジメント計画に基づく終末処理場等の下水道施設の更新、長寿命化など老朽化対策を進めるとともに、災害時における応急汚水処理と早期復旧に向けて、関係事業者及び近隣市町との連携体制の強化を図る。
- 合併浄化槽の設置を支援し、老朽化した単独浄化槽等から合併浄化槽への転換を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
上水道塩ビ管（TS）更新率	53.0% (令和5年)	65.0% (令和9年)
下水道管更生工事実施率	1.9% (令和5年)	2.3% (令和9年)
合併浄化槽の設置数	287基 (令和5年)	

【推進事業】

総合計画No.	基本事業
1-9-1	上水道の安定供給
1-9-2	下水道の適正管理
1-9-3	し尿・生活排水の適正処理
1-9-4	上下水道事業の健全な経営

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【脆弱性評価】

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救急救援活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。
- 緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能する必要があるため、道路管理者は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進する必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施するなど、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要な避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施するなど、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「白老町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、着実な整備を推進する必要がある。その他の各道路施設についても、点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るなど、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋など農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

(鉄道施設の耐震化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

(災害時における多様な交通手段の活用)

- 災害発生時に国道や鉄道等が不通となり、陸上輸送ができない場合は、白老港を使用し、船舶により物資等の輸送を確保するように努める必要がある。また、航空輸送の離発着拠点として白老滑空場の維持・管理を継続する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(交通ネットワークの整備)

○災害時における広域交通の分断を回避するため、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等)

○道路点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。

○橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

(鉄道の機能維持・強化)

○災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。

○国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。

(災害時における新たな交通手段の活用)

○大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、陸上輸送ができない場合は、白老港を使用し、船舶により物資等の輸送を確保するように努める。また、航空輸送の離発着拠点として白老滑空場の維持・管理を継続する。

【指標】

指標	現状値	目標値
高規格幹線道路の延長距離	25 km (令和5年)	現状維持 (令和9年)
町道舗装補修済延長（延べ）	12,501km (令和5年)	15,178km (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1-8-1	広域幹線道路の整備促進
1-8-2	地域内生活道路網の整備
1-8-3	道路・橋梁等の適正な維持管理
4-2-1	港湾機能の整備促進
4-2-2	商港区の利用促進

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【脆弱性評価】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を生かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を道外の企業に向けて積極的に発信する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業が災害時に業務を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定を、これまで以上に促進するため、策定が遅れている中小企業に対し、企業の防災・減災・事業継続についての意識醸成を図るほか、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定支援を継続する必要がある。
- 企業の防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める必要がある。
- 商工会と町が共同で策定する「事業継続力強化支援計画」については、道のガイドラインを踏まえ、計画策定を促す必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るために金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても推進する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(企業の事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、産業支援機関等との連携による支援などにより、町内の中小企業等におけるBCP（事業継続計画）の策定を促進する。また、商工会と町が共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定

を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
リスク分散のための企業立地件数	31 事業所 (令和5年)	34 事業所 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基本事業
4－1－1	産業連携の推進と投資意欲の醸成
4－1－2	雇用機会の拡大と就業環境の充実
4－1－3	移住・定住の促進
4－1－4	企業誘致の推進
4－3－2	中小企業振興と創業支援

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【脆弱性評価】

(港湾の機能強化)

- 多様な輸送ルートを構築し、安定的な物流網を確保するためには、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、白老港の機能強化を推進することが必要である。
- 大災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、計画的整備の促進が求められる。
- 白老港の安全航行を確保するため、関係機関との連携のもと、必要に応じて、応急標識の設置、損壊した航路標識の復旧などの危険を防止する措置を講じる必要がある。

(港湾における業務継続体制の整備)

- 港湾BCPの実効性を高めるため、防災訓練等を通じ、適宜必要な見直しを行うとともに、「道央圏港湾の広域連携のための協議会」及び「北海道太平洋港湾BCP策定検討会」の構成員である港湾と国との間で、災害時における相互応援協定を締結しており、港湾間の相互応援体制の強化を図っていく必要がある。

(流通拠点の機能強化と町道の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るために、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。また、緊急輸送道路との接続路線として、町道は重要な役割を果たすことから、日常からの点検を強化する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(港湾の機能強化)

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、白老港港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。
- 国際拠点港湾及び重要港湾との事業継続計画について、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、こうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。
- 緊急輸送道路との接続路線として、町道は重要な役割を果たすことから、日常からの点検強化を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
港湾施設（37 施設）の長寿命化点検の実施状況	22 施設 (令和5年)	33 施設 (令和9年)
道央圏港湾B C Pの港湾数	5 港 (令和5年)	現状維持 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－8－1	広域幹線道路の整備促進
1－8－2	地域内生活道路網の整備
1－8－3	道路・橋梁等の適正な維持管理
4－2－1	港湾機能の整備促進
4－2－2	商港区の利用促進

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【脆弱性評価】

(森林の整備・保全)

- 本町は総面積の約 79 パーセントを占める森林面積を有しており、大災害等に起因する本町の森林被害による国土の荒廃は、国や道全体の強靭化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を「森林整備計画」に基づいて計画的に進め、関係団体との協働による環境共生型の森林づくりを推進する必要がある。
- 林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、町は、森林管理署、道と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進めるため、野生鳥獣の駆除や防除施設の設置への支援等に取り組む必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、ほ場、農道等の基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- 森林管理署、道と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
山地災害防止林の面積（白老町森林整備計画）	186.8ha (令和5年)	現状維持 (令和9年)
エゾシカの年間捕獲数（白老町鳥獣被害防止計画）	1,749頭 (令和5年)	2,500頭 (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基本事業
4-5-1	農業基盤の整備
4-5-4	森林の整備と経営の安定化

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【脆弱性評価】

(災害廃棄物処理計画の策定)

○早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、近隣市町村との間で「廃棄物処理に係る相互支援協定」を取り交わし、災害時の一般廃棄物処理に当たって処理施設の相互使用を定めており、今後は「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国や道等と連携しながら、研修等を通じ自治体職員の能力向上を図るとともに、業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な要請方法の検討を行う必要がある。
- 町営住宅の空室の優先的な提供や、登別市・苫小牧市の市営住宅への入居について協力要請を行うとともに、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等と連携を図る必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に沿って、大規模自然災害時に備え、町内外における相互協力支援体制の構築に努める。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続き等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し効果的な実施方法を検討する。
- 町営住宅の空室の優先的な提供や、登別市・苫小牧市の市営住宅への入居について協力要請を行うとともに、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等との連携を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町の災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済み (令和5年)	

社会環境や多様なニーズに応じた良質な住宅や公営住宅が整備されていると感じる町民の割合(町民意識調査)	38.6% (令和5年)	53.5% (令和9年)
--	-----------------	-----------------

【推進事業】

総合計画No.	基 本 事 業
1－5－2	ごみの適正処理・減量化
1－6－1	市街地の適正化
1－6－3	良好な住宅・住環境の推進

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【脆弱性評価】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○町と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。また、災害の規模によっては北海道を通じて町外建設団体にも支援を要請する必要がある。

(建設業の担い手確保)

○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、町内の建設業就業者のうち将来担い手となる 15～29 歳の構成比は 8.8 パーセント（平成 27 年）と全国と比べても低い水準にあり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○地域コミュニティの維持・活性化を図るため、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める必要がある。

○人口減少と、高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている地域については、地域コミュニティ機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した対策を実施する必要がある。

【施策プログラム及び推進事業】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。また、災害の規模によっては北海道を通じて町外建設団体にも支援を要請する。

○災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努め

る。

- 住民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町内建設業就業者における 15~29 歳の構成比 (白老統計書)	7.6% (令和5年)	11.7% (令和9年)
しらおい防災マスター会による講座等の回数	27回 (令和4年)	40回 (令和9年)
地域社会が一体となって防災体制の構築が図られていると感じる町民の割合（町民意識調査）	47.1% (令和5年)	60.4% (令和9年)

【推進事業】

総合計画No.	基本事業
1-2-1	防災・減災体制の強化
1-2-2	地域防災力の向上
4-1-2	雇用機会の拡大と就業環境の充実
5-1-1	町民参加・協働の推進
5-1-2	地域コミュニティの活性化
5-3-4	公共施設の適正化

第4章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

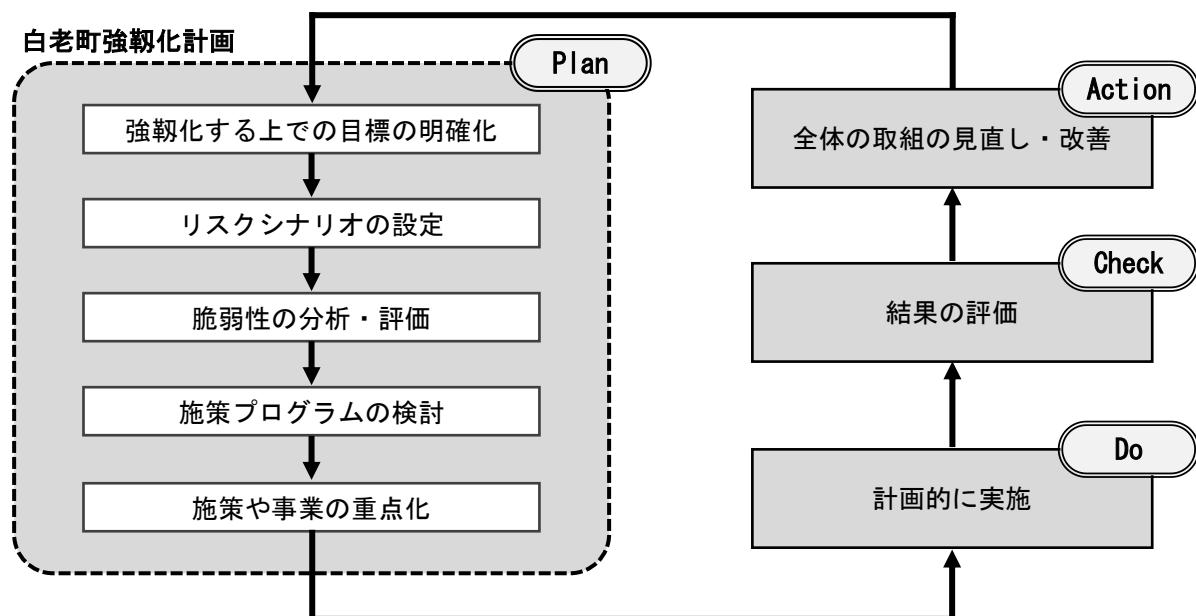
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2節 P D C A サイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、隨時見直しを行うものとする。

■白老町強靭化計画のP D C Aサイクル



第3節 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGsが目指す、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要であり、特に、ゴール11に「包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあり、本計画の基本理念にある国土強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、親和性が高いことから、本計画の取組においても、SDGsの目標を意識しながら、取組を着実に推進する必要がある。

SDGs (Sustainable Development Goals) とは

2015年国連サミットで採択された
「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等によりSDGsの達成に向けた取組を促進することが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



白老町強靭化計画

発 行：令和6年4月

企画・編集：白老町 総務課 防災交通室

〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

電 話：0144-82-2121

ファクス：0144-82-4391